

南区制 80 周年記念ロゴマーク取扱要綱

制 定 令和 4 年 10 月 11 日（南区制 80 周年記念事業実行委員会会長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、令和 5 年に、横浜市南区が誕生してから 80 周年を迎えることを機に、区制 80 周年を南区全体が一体となって祝い、今後の更なる発展の契機とする目的で制定した、「南区制 80 周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）」の公益的事業等への使用について、必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「公益的事業等」とは、学術、文化、芸術、芸能、教育、スポーツに関する事業、地域活動の推進に関する事業、地域産業の振興に関する事業、福祉に関する事業、及び保健衛生に関する事業その他これらに類する事業で、公共性のあるもの並びに区制 80 周年を広く PR すると認められる各種事業をいう。

（デザイン）

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

（使用の申請及び届出）

第 4 条 ロゴマークの使用を希望する者（以下、「使用希望者」という。）は、事前に「南区制 80 周年記念ロゴマーク使用申請・届出書」（第 1 号様式）を南区制 80 周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1）報道機関が区制 80 周年の広報を目的で使用する場合
- （2）個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- （3）その他会長が使用届出を必要としないと特に認める場合

- 2 第 1 項の手続きにかかるロゴマークの使用が、第 7 条第 2 項の規定に該当せず、かつ第 8 条の規定に抵触しない場合には、当該手続きは、届出として扱う。
- 3 会長は、ロゴマーク使用の申請又は届出（以下「届出等」という。）のあった公益的事業等に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。
- 4 会長は、第 2 項の規定に該当しない申請について、その使用承認の可否について決定し、その結果を使用希望者に文書で通知する。

（横浜市の使用）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、横浜市が行う事業等で使用する場合は、特に前条の届出等は必要としない。

（使用承認基準）

第 6 条 ロゴマークを使用することができる事業は、団体及び個人が行う公益的事業等で、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

- （1）南区が企画または運営に参画しているもの。
- （2）南区が経費（補助金その他の金銭を含む。）の全部または一部を負担しているもの。
- （3）区制 80 周年を広く PR すると認められるもの。
- （4）その他、前各号に準ずるもののうち、会長が特に認めたもの。

(使用方法)

第7条 ロゴマークを使用する場合は、次の使用方法を遵守するものとする。

(1) ロゴマークのデザインを変形させたり、無断でほかの図形等と重ねて使用したりしないこと。ただし、縮小及び拡大により倍率を変更する等、縦横比が変わらない方法で使用することができる。

(2) ロゴマークの色は、別紙のとおり定められた色を使用すること。

2 ロゴマークを商品に使用する場合は、次の場合に限るものとする。

(1) 商品又はその包装に表示する場合。ただし、ロゴマークがなければ商品として成立しないものは、その限りではない。

(2) 商品の販売促進のための印刷物、掲示物、及びウェブページ等に表示する場合。

(3) 営利を目的とせず、ロゴマークを使用してシール、バッジ等の製品化をする場合。

(禁止事項)

第8条 ロゴマークを使用する事業が、次の各号に該当する場合、使用を禁止し、その申請を承認しないものとする。

(1) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。

(2) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。

(3) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。

(4) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。

(5) 前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。

(6) 他者の名誉、信用を毀損するもの。

(7) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。

(8) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。

(9) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。

(10) その他、会長が、ロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの。

(ロゴマークのデータ提供)

第9条 会長は、第4条の規定により届出があり受理する場合及び申請があり承認する場合並びに第5条の規定によりロゴマークを使用する場合で、使用希望者から希望があった場合には、ロゴマークの電子データを提供することができる。

(使用承認の取消し等)

第10条 会長は、第4条第3項の規定による届出を受理された者及び第4条第4項の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用禁止を命ずる、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 第7条及び第8条の規定に違反した場合。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月11日から施行し、同日以後の届出等に関するものから適用する。

(様式第1号様式)

南区制80周年記念ロゴマーク使用申請・届出書

令和 年 月 日

南区制80周年記念事業実行委員会 会長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名
(連絡責任者)
氏 名
住 所
電 話
E-mail

次の行事等について、南区制80周年記念ロゴマークを使用したいので(申請・届出)します。

申請・届出内容

使用の趣旨・目的	
使用方法	<input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> そのほか ()
使用期間(※)	令和 年 月 日～令和 年 月 日
有償・無償	<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償 (販売予定価格: 円)
対象者	
作成(配布)数	
備考	

※使用期間は令和5年1月11日以降の期間としてください。

区使用欄 (記入しないで下さい)	第8条 <input type="checkbox"/> 該当(申請) <input type="checkbox"/> 非該当(届出)
---------------------	---

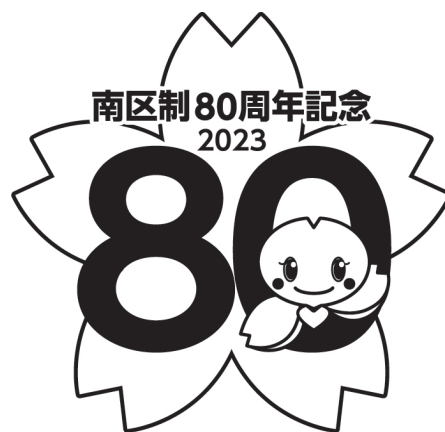
別紙

南区制 80 周年記念ロゴマーク（4パターン）

No. 1



No. 2



No. 3



No. 4

